

技能実習生 特定技能者 の皆様へ

処遇改善手当の支給

264,000円

(月額22,000円)

2023年4月1日より1年間

当法人では、2023年度介護職員処遇改善加算の申請を行います。
今年度は、標記金額を処遇改善手当として支給します。また、2024年3月末
には処遇加算の報酬に応じて一時金を支給します。

支給対象職員

対象となる職員の方は、介護業務に従事する8時間労働の常勤職員で、
2023年4月1日から2024年3月31日の期間勤務された方です。
給与日に合わせて、毎月の支給といたします。

※ただし、技能実習生のうち、日本語能力試験N3相当を未取得の方は、雇用開始
から6ヶ月間は下記「対象外の職員」となります。

対象外の職員について

対象職員以外の方については、8,500円の支給をします。
介護保険制度対象外のため、法人の自己資金から支給しています。
財源が限られておりますのでご理解をお願いいたします。

2023年4月

社会福祉法人黒松内つくし園
理事長 大代 貴輝